

四日市市多文化共生サロン条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

四日市市長 森智広

四日市市規則第51号

四日市市多文化共生サロン条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市多文化共生サロン条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休館日) 第3条 共生サロンの休館日は、次の <u>各号に掲げると</u> おりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>日曜日</u> (2)及び(3) (略)	(休館日) 第3条 共生サロンの休館日は、のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>第1、第3及び第5日曜日並びに土曜日</u> (2)及び(3) (略)

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)